

## 九州キリスト教会館運営規則

九州キリスト教会館は、日本基督教団九州教区における「センター構想」に端を発し、時期を同じくして「センター構想」を持っていた在日大韓基督教西南地方会とのジョイント・プロジェクトとして米国合同メソジスト教会(UMC)婦人部の宣教師住宅であった聖星館、宗教法人西日本新生館、西日本農村教化研究所の財産を受け継ぎ、1984年11月29日、福岡市舞鶴の地に竣工した。当初この会館の土地・建物は、教区が法人格を有しないため、便宜上、宗教法人西日本新生館名義で登記されたが、1991年9月18日、宗教法人西日本新生館理事会の解散に伴い、日本基督教団特別財産として登記を完了し、名実共に教区の会館となったものである。

1983年5月18日、この会館土地購入に際して、UMC婦人部から財源贈与の条件として①贈与される資金は土地購入のためにのみ使用されること；②贈与される資金は、婦人のためのプログラムが、婦人によって行われることが、制度的にも保証されているセンター計画の用に供される土地購入のためにのみ使用されること(傍点ママ)；③贈与される資金は、在日大韓基督教西南地方会の同様の計画と共同に実施される計画にのみ使用されること；の3点が示され、また、共同の歩みを模索してきた在日大韓基督教西南地方会との間には、①舞鶴の土地200坪はそれぞれ100坪ずつ分割登記する；②100坪の追加購入は舞鶴以外の土地に求め(西南地方会は1984年6月11日に北九州市小倉北区に450坪の土地を購入)、それについても50%ずつ分割登記する；③それぞれの土地に建てられた建物の内一部を相互に所有し、この建物では教区と西南地方会のジョイント・プログラムのために有効に活用する。また、使用収益は舞鶴では教区、新しい土地については西南地方会が持つ；との合意がなされている(1982年12月7日合意、1984年2月13日一部改定、1984年6月11日再確認)。

これらの合意に基づき、2007年11月18日北九州の地に竣工した西南KCC会館の一部に九州教区の専有部分が与えられた。またこれを九州キリスト教会館北九州分室と名づけ、九州教区の宣教活動のため、また九州教区と西南地方会のジョイント・プログラムのために用いていくこととした。

さらに、さかのぼって1972年、西日本農村教化研究所理事会は、九州教区においては九州キリスト教会館内に活動継承のための空間が確保されることを条件に財産の提供を決定している(活動は、西日本都市農村宣教研究所を経て、新機構では宣教研究所が継承)。

これらの歴史的経緯の中で確認された条件並びに合意事項は今日も最大限尊重されなければならない。日本基督教団九州教区は、1999年5月の教区機構改正に伴い、九州キリスト教会館建設の経過を確認するとともに、その適正な運営を期すべく教区規則第48条①(3)に基づき、九州キリスト教会館運営規則を定めた。さらに2013年5月、

これに分室の運営規則を加え、改めて九州キリスト教会館および西南KCC会館の建設に至る歴史的経過を覚えて、その趣旨にかなった運営がなされていくことを願うものである。

1999年5月4日制定

2013年5月2日一部修正

(総則)

**第1条** 日本基督教団九州教区は、在日大韓基督教会西南地方会との宣教協力、女性・青少年・こどものためのプログラムをはじめとする九州教区の宣教の拠点として、福岡市中央区舞鶴2丁目7番7号に九州キリスト教会館を、また北九州市小倉北区大田町14番31号に九州キリスト教会館北九州分室を置く。

**第2条** 九州キリスト教会館並びに北九州分室は、九州教区総会議長がこれを代表し、九州教区規則第46条から48条に定める九州キリスト教会館運営委員会が管理・運営にあたる。

(委員会)

**第3条**① 九州キリスト教会館運営委員会の会合は定期会と臨時会の二つとする。

② 定期会は2月と6月の2回開く。

③ 臨時会は委員長が必要と認めたとき、または委員の過半数から付議すべき事項を示して要求があったとき、委員長が招集する。

**第4条** 九州キリスト教会館運営委員会の処理すべき事項は下記のとおりとする。

(1)九州キリスト教会館並びに北九州分室の管理・運営に関する事項

(2)財務部との密接な協力の下、九州キリスト教会館並びに北九州分室の財産の管理、予算・決算および財務に関する事項

(3)収益事業に関する事項

(4)その他、九州キリスト教会館並びに北九州分室に関する重要な事項

**第5条** 九州キリスト教会館運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決をすることはできない。

(収益事業)

**第6条** 九州キリスト教会館において貸室、駐車場その他の収益事業を行うことができる。

**第7条** 九州キリスト教会館の区域のうち、宣教協力に基づく在日大韓基督教会の使用部分および女性・青少年・こどものためのプログラム、宣教研究所に供することを定めた部分は、収益事業に供する部分と明確に区別して確保されなければならない。

(財務管理)

**第8条** 九州キリスト教会館の財産は次のとおりとする。

- (1) 教団の特別財産である九州キリスト教会館の土地および建物
- (2) 九州キリスト教会館特別会計として計上されている財産
- (3) 収益事業による収入
- (4) 財産から生じる果実
- (5) 寄付その他の収入

**第9条** 前条第2号から第5号の財産は、郵便官署または確実な銀行に預け入れて保管する。

**第10条**① 第8条第1号の財産は、処分しまた担保に供することができない。ただし、天災その他やむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

② 前項後段の場合、九州キリスト教会館運営委員会および常置委員会において委員総数の3分の2以上の議決を経、議員総数の5分の2以上出席のある教区総会において出席議員の3分の2以上の賛成を得た後、教団総会議長の同意を得なければならない。

**第11条**① 九州キリスト教会館並びに北九州分室の管理・運営に必要な経費は、収益事業による収入、財産から生じる果実、その他の収入をもってこれにあてる。

② 特別に必要なときは、教区総会の議決を経て、九州キリスト教会館特別会計の一部をこれにあてることができる。ただし、この場合、あらかじめ九州キリスト教会館運営委員会の議を経なければならない。

**第12条**① 予算は経常および臨時の二部に分け、各款項目に区分しなければならない。

② 予算に定めた各款の金額は、他に流用することができない。

**第13条** やむを得ない必要が生じたときは、九州キリスト教会館運営委員会および常置委員会の議を経て予算の追加または更正をすることができる。

**第14条** 予算案は、常置委員会の議を経て教区総会に提出しなければならない。

**第15条** 決算は、予算と同一の様式で作成し、年度終了後ただちに、財産目録および貸借対照表と共に会計監査委員の監査を経て、教区総会に提出しなければならない。

**第16条** 九州キリスト教会館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

**第17条** この規則は九州キリスト教会館運営委員会および常置委員会の議を経て、教区総会の出席議員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

**第18条** この規則に定めのないことに関しては、下記の規則、規定等によるものとする。

- (1) 日本基督教団九州教区規則

- (2)九州キリスト教会館運営細則
- (3)九州キリスト教会館北九州分室運営細則

## 付 則

この規則は九州教区規則が教団総会議長の同意を得た日から施行する。

(1999年 5 月 4 日 第49回教区総会承認)

(2013年 5 月 2 日 第63回教区総会承認)

## 九州キリスト教会館運営細則

**第 1 条** 九州キリスト教会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し、必要な事項は、この細則の定めるところによる。

**第 2 条** 会館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、必要に応じ、午後 9 時まで延長することができる。

**第 3 条** 教区の宣教活動のために、会館の施設を使用するときは、日時・人数等必要な事項を、あらかじめ、教区事務所に申し出なければならない。

**第 4 条** 会館の施設のうち、別表（1）に掲げられている部分を、教区の宣教活動に支障とならない場合に、収益事業、その他の用に供することができる。

2 収益事業からの収益は、教区の宣教に資するために用いるものとする。

**第 5 条** 前条第 1 項に基づいて、会館施設の使用を希望するものは、別に定める申込用紙で申し込まなければならない。

**第 6 条** 第 4 条第 1 項に基づく会館施設の使用料は、別表（1）の通りとする。

2 前項の規定にかかわらず、キリスト教の宣教活動として使用する場合の使用料は、別表（2）の通りとする。

3 駐車場の使用料金は、別表（3）の通りとする。

4 長期契約の賃貸料については、別に定める。

**第 7 条** 会館の管理のために必要な職員の任免は、教区規則第 6 4 条の規定を準用し、

給与その他の手当等は、収益事業の会計から支弁する。

2 職員の勤務等に関する規定は、別に定める。

**第8条** この細則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

## 付 則

1. この細則は、2017年4月1日から施行する。

(2017年3月14日 常置委員会において決定)

別表(1) (1時間当たり金額、単位 円)

	9時～18時	18時～21時	全 日	冷暖房
礼拝堂(全 部)	8,000	9,000	55,000	700
礼拝堂(2 / 3以内)	6,000	7,000	44,000	600
5階(こども室)	1,500	1,500	10,000	300
3階(和 室)	1,200	1,200	8,000	300
3階(A 室)	2,500	3,000	14,000	300
3階(B 室)	3,000	3,500	16,000	300

別表(2) (1時間当たり金額、単位 円)

	9時～18時	18時～21時	全 日	冷暖房
礼拝堂(全 部)	4,700	5,400	34,000	700
礼拝堂(2 / 3以内)	3,400	4,000	27,000	600
5階(こども室)	1,400	1,400	10,000	200
3階(和 室)	800	800	5,400	200
3階(A 室)	1,700	2,000	9,400	200
3階(B 室)	2,000	2,400	11,000	200

別表(3)

1台	1か月	25,000円
----	-----	---------

※スクール形式(テーブルと椅子のセット)のセッティング料金について  
礼拝堂使用の際、スクール形式でのご利用は、セッティング料金が別途かかります。  
50人まで(1,000円)、51人～100人まで(2,000円)、101人から(3,000円)

## 九州キリスト教会館北九州分室利用についての覚書

当分室は、日本基督教団九州教区と在日大韓基督教会西南地方会との宣教協約の精神に基づき、教区と西南地方会のジョイント・プログラム推進のために有効に活用するものとする。

1. 分室の管理責任者は九州教区総会議長、火元責任者は九州教区総会議長が指名する者とする。
2. 鍵は、管理責任者・火元責任者・九州教区事務所（または九州教区事務所が委託するもの。以下5について同じ）・西南KCC理事長の四者が各一つを保持・管理する。
3. 当該部分の利用については、九州教区事務所が管理する。利用の申込みは原則一週間前までに、所定の用紙にて教区事務所まで行うこと。
4. 利用できるのは、①九州教区常置委員会および各部門、②教区内各地区および各教会、③西南KCCおよび西南地方会、④九州教区常置委員会および各部門、または西南KCCおよび西南地方会が推薦する団体、⑤その他使用を認めた団体、とする。①～③の利用については原則無料とし、④・⑤の利用については別途定めることとする。但し、原則無料の使用に関しても応分の献金は受けるものとする。
5. 利用者は、その代表者が九州教区事務所より鍵を受取り、利用後速やかに鍵を返却すること。
6. 利用後は清掃、消灯、消火し、エアコンを切り、水の元栓を閉め、窓およびドアの施錠を行うこと。
7. 机・イスなどは元の位置に戻すこと。
8. ゴミは各自持ち帰ること。
9. 飲食をする必要がある場合には、床などを汚損せぬよう留意すること。
10. 宿泊する場合は、寝具等は利用者が用意すること。
11. 敷地内は禁煙とする。
12. 駐車場については、決められた場所を守りそれ以外の場所には駐車しないこと。

(2007年10月 2日決定)

(2009年 3月 3日改訂)

【料 金】

(単位 円)

	9時～21時 1時間当	全日使用 宿泊込	冷暖房 1時間当
外部	2,000	10,000	200
キリスト教関係	1,500	7,000	200
教区・地方会が 推薦する団体	－使用1,000	－使用1,000	200
教会・地方会	無料	無料	200